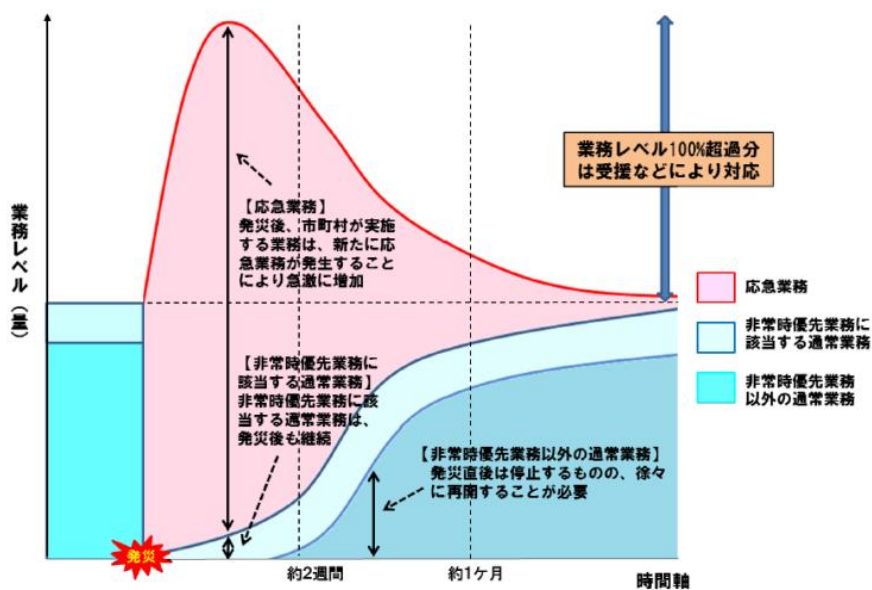


高島市業務継続計画（BCP）地震災害対策編〈概要版〉

第1章 業務継続計画（震災編）の概要（P2～5）

1 業務継続計画とは

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、災害時に行政自らも被災し利用できる資源が制約を受ける状況の中で、優先すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画である。



2 業務継続計画の目的

大規模地震災害が発生した場合に、利用できる資源が限られている状況下においても、行政機能、行政活動を維持継続するために、事前に必要な資源の再配分や対応方針、手段を定める業務継続計画（BCP）を策定し、本市が有する資源を最大限有効活用して市民の生命、生活および財産を守ることを本計画の目的とする。

3 業務継続計画の基本方針

- (1) 防災意識の向上と防災対策の推進
- (2) 災害応急対策業務の効果的な遂行
- (3) 優先通常業務の継続および早期開催
- (4) 人員および庁舎等の確保
- (5) 非常時優先業務以外の業務の停止または縮小
- (6) 継続的な改善への取り組み

4 地域防災計画と業務継続計画との関係

地域防災計画は、市、防災関係機関等による災害対策の総合的な計画であり、これに対して業務継続計画は災害時に市が行うべき業務継続の実効性を担保することを目標としている。

地域防災計画と業務継続計画との比較

	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項および役割分担等を規定するための計画。	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施するための計画。
行政の被災	行政の被災は想定する必要がない。	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。
対象となる業務	災害予防業務、災害応急対策業務、災害復旧・復興業務	非常時優先業務（災害応急対策業務、優先通常業務）
業務開始目標時間	業務開始目標時間は定める必要はない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある。
職員の業務執行環境	業務に従事する職員の飲料水・食料・トイレ等の確保に係る記載は必要ない。	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保について検討の上、記載する。

第2章 前提とする地震と被害想定 (P6~8)

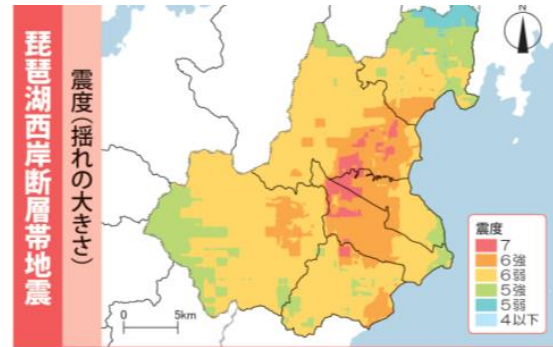
1 前提とする地震

本計画の策定にあたっては、高島市に最も大きな被害を及ぼすとされる琵琶湖西岸断層帯地震を前提とする。

2 被害想定

平成26年3月に滋賀県が公表した地震被害想定により、高島市に最も大きな被害を及ぼすとされる「琵琶湖西岸断層地震」の揺れによる被害を想定とする。高島市の被害想定は次のとおりである。

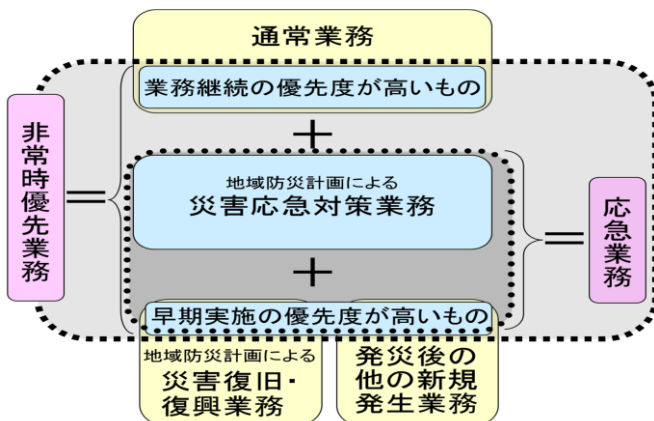
項目	被害想定
建物被害	全壊 1,445 棟、半壊 4,693 棟
人的被害	死者 88 人、負傷者 1,021 人
ライフライン被害	停電 41,189 世帯 断水 35,865 世帯
全避難者数	11,444 人



第3章 計画の対象とする非常時優先業務 (P 9 ~ 1 2)

1 非常時優先業務の概要

本計画では、災害応急対策業務と通常業務について、その緊急性及び重要性を評価した上で、災害時に優先的に行わなければならない業務、災害応急対策業務および優先通常業務を「非常時優先業務」として位置付ける。



2 非常時優先業務の評価基準

全ての災害応急対策業務および通常業務について、発災後、市民の生命、生活および財産の保護ならびに社会経済活動の維持へ及ぼす影響度を、次の基準に基づき評価した。

評価	評価基準
A	直ちに着手しないと重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務
B	3日以内に着手しないと相当の影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務
C	1週間以内に着手しないと影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務

3 非常時優先業務の選定結果

評価基準に基づき選定を行った結果、非常時優先業務は、437業務であった。この内、災害応急対策業務は、314業務、優先通常業務は、123業務である。

1 指揮命令系統の確立

市災害対策本部においては、本部長である市長が統括する。ただし、市長が不在の場合は次の順位により本部長に代わり意思決定を行う。

災害対策本部長（市長）の職務代理者の順序	第1順位	副市長
	第2順位	教育長
	第3順位	政策部長
	第4順位	総務部長
	第5順位	土木上下水道部長

1 勤務時間外に参集可能な職員数

職員参集予測の結果

	3時間以内	12時間以内	24時間以内
参集人数	319人	560人	562人
参集率	49.36%	86.67%	86.98%

2 職員の参集と安否確認

職員は非常配備体制の設置基準により、自主的に参集することを基本とする。また被災しないためにも住まいの耐震化及び家具の固定等の対策を行っておくこととする。

1 施設の安全対策

(1) 非常用電力の確保

停電時に業務を継続するために、全支所に非常用発電機の整備を検討する。また、容量及び電力供給先についても検討する。なお、本庁における非常時に最低限必要な電力の基本的な考え方は、次のとおりとする。

- ① コンピュータシステムは全稼働、パソコンやコピー機は半数程度が稼働
- ② コンピュータシステムの関連機器は原則全稼働
- ③ 照明は、各階の廊下や事務室に必要な最低限の照明を確保
- ④ 動力は、コンピュータシステムの冷却用の空調電源等に供給

(2) 非常用発電機および公用車の燃料備蓄について検討する。

(3) 断水した場合に備え、飲料水やトイレの確保について検討する。

(4) ロッカーやキャビネット等が転倒しないよう対策を講ずる。

2 コンピュータシステムの安全対策

- (1) 基幹業務系システムおよび内部情報系システムデータを市外遠隔地データセンターへバックアップデータを保管する等の整備を早期に行う。
- (2) 発災時のシステム停止に備え、市のシステムを最優先の復旧対象と位置付け対応するようシステム保守事業者へ要請するとともに、稼働再開に向けた人的体制を確保する。
- (3) 防災上重要な拠点施設間との通信回線の強化を検討する。
- (4) 情報システムが使用できない場合の代替手段を検討する。
(例：紙台帳等による事務処理等)

3 通信手段の確保及び災害情報の収集・発信

- (1) 「高島アマチュア無線非常通信ネットワーク」との災害時応援協定により、アマチュア無線を拠点施設等に配備する。
- (2) 総務省近畿総合通信局が非常時に貸出しを行っている移動通信機器（衛星携帯電話、簡易無線、MCA 無線）の活用を検討する。
- (3) 電話等の通信網が途絶した場合に備え、衛星携帯電話 9 台を所有しており、各防災拠点間での通信を確保している。衛星系携帯電話は、情報通信を行うための最終手段の一つでもあることから、耐震性のある施設や公用車等に保管しておく。

4 非常時における職員の対応

職員は、勤務時間外に参集する場合、可能な限り、食料、着替え等を持参する。

市は、3 日分を目安に職員用の食料等を備蓄する。また、これに伴う備蓄場所は、各防災センターとする。

市は、職員の健康を確保するために、交代勤務の実施や睡眠時間・場所の確保、毛布や医薬品の備蓄、協定による物品の確保等について検討する。

5 庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

防 災 拠 点	代 替 施 設
マキノ支所	マキノ健康福祉センター
今津支所	今津保健センター
朽木支所	朽木公民館
安曇川支所	安曇川ふれあいセンター
教育委員会	安曇川ふれあいセンター
市役所別館	今津図書館

1 計画の点検・検証・見直し

本計画は、訓練等を通じて問題点や課題を把握し、是正すべきところを改善して計画を見直し継続的改善を行い、計画の実効性を向上させていくことが必要である。このため、本計画策定後においても次の事項について計画を適宜点検し、検証を行うこととする。

- (1) 業務の優先度評価、業務開始目標時間等の修正
- (2) 業務に必要な人員、資機材等の修正
- (3) 業務内容の修正等

2 非常時優先業務を遂行するためのマニュアル等の整備**(1) 非常時優先業務マニュアルの策定**

本計画は、震災時に優先的に実施すべき非常時優先業務とその業務の開始目標を定めたものですが、震災時において非常時優先業務を迅速かつ効果的に遂行するため、各部門において個別具体的な業務マニュアルの策定を行う。

(2) 高島市地域防災計画および高島市職員初動マニュアルの見直し

本計画の検討結果を踏まえて、高島市地域防災計画および災害時の参集や緊急初動期の応急活動の手順について定めた高島市職員初動マニュアルの見直しを行います。

「災害応急対策業務」は、高島市地域防災計画に定めている災害対策本部の事務分掌とし、「優先通常業務」は、各課の通常業務のうち優先度が高いものとした。